

2024年12月から、

iDeCoの拠出限度額が1.2万円→2万円になります！

2024年12月（2025年1月引き落とし分）以降、公務員共済組合の共済掛金相当額の評価方法を実態にあった算定方法へ見直します。

iDeCoの拠出限度額が2万円まで引き上がり、**拠出限度額（年額）が、これまでの14万4千円から24万円に大幅アップ**します。

※見直し後の公務員の共済掛金相当額はおおむね8千円程度となる予定のため、iDeCoには上限（2万円）までの拠出が可能となります。

より豊かな老後生活を送るために、税制上のメリットが大きい  
iDeCoの活用を検討してみたいかどうか？



☑ iDeCoには3つの税制優遇があります！

① 掛金が  
全額所得控除

例) 毎月2万円ずつ拠出した場合、  
所得税率20%、住民税率10%の  
方は、年間7万2千円の節税効果

② 運用益も  
非課税で再投資

通常の金融商品の運用益は、源泉  
分離課税20.315%がかかりますが  
iDeCoはこの税金が非課税

③ 受け取る時も  
税制優遇措置

年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」による控除

## iDeCoへの加入をご希望の場合

iDeCoの加入手続きは、運営管理機関（金融機関等）にて行います。  
iDeCo公式サイトをご参照の上、運営管理機関へお問い合わせください。



iDeCo公式サイト

## iDeCoの掛金額の変更をご希望の場合

制度見直しに伴い、掛金額の変更を希望される方はお手続きが必要です。  
お手続き方法については、7月頃にiDeCo公式サイトに掲載されますので、そちらをご参照の上、運営管理機関（金融機関等）へお問い合わせください。

## iDeCoの掛金が年単位拠出となっている場合、お手続きが必要です

拠出限度額の算定方法見直しに伴い、現在、iDeCoの掛金が年単位拠出となっている方は、毎月定額拠出への変更のお手続きが必要です。切り替え手続きを行わなかった場合、2024年12月分掛金（2025年1月引き落とし）以降、iDeCo掛金が拠出停止となります。

既にお手続きが可能ですので、ご自身がiDeCoの手続きをした運営管理機関（金融機関等）へお問い合わせください。